

佐賀県告示第二百三十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十四条第一項の規定により、青少年に有害ながん具類を次のように指定し、平成二十二年七月一日から施行する。

なお、青少年に有害ながん具等の指定（昭和五十四年佐賀県告示第二百五十号）、青少年に有害ながん具刃物類の指定（昭和六十一年佐賀県告示第八百二十九号）及び青少年に有害ながん具刃物類の指定（平成七年佐賀県告示第二百四十八号）は、廃止する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	名称	形状及び構造	指定理由
22 1	スリング ショット （洋式パ チンコ）	腕あてで固定し、握りから角状に出る二本の棒にゴムを取り付けたもので、人力をもって引き伸ばし、その反動によって金属製の玉又は小石等を発射させる機能を有するもの	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の非行を誘発し、青少年に所持させることが明らかにその健全な育成を阻害するおそれがある。
22 2	がん具銃	圧縮ガス、圧縮空気、圧縮バネその他の反動力を利用し、弾丸その他これに類する物（以下「弾丸等」という。）を発射させるもので、がん具銃用の弾丸等を装てんし、水平射角で発射した場合において、銃口からおおむね三メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙五枚以上を貫通する力を有するもの	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
22 3	模造女性 器がん具	合成ゴムその他これに類する材質で、女性器の形状を模したものの又は筒状若しくはこれに類似した形状のもので男性器を包み込む構造のもの	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。